



佐賀県公報

平成16年
2月25日
(水曜日)
第 12421号

目 次

告 示

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 字の区域の変更
- 漁船損害等補償法に基づく普通損害保険の付保義務発生
- 道路の区域の変更
- 道路の供用開始

公 告

- (一五八・市町村課) 一
- (一五九・漁政課) 六
- (一六〇・道路課) 六
- (一六一・〃) 七

- 随意契約の相手方等の公示

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請

公 安 委 員 会 事 項

- (地域・情報課) 七
- (生活文化課) 七

○ 告 示

- 獣銃及び空氣銃の取扱いに関する講習会の開催

- (公 告) 八

● 佐賀県告示第百五十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百六十条第一項の規定により、川副町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同町長から届出があった。

平成十六年二月二十五日

佐賀県知事 古川 康

区域を変更する字の
名 称

大字鹿江字高土井籠

同 上 に 編 入 す る 区 域

大字鹿江字高土井籠一角六二六、六二七、六三三、六四三、六五三、六六三、六七三、六八三、六九三、七一四、七二三、七五三、七六三、七七四から七七七まで、一〇八三から一〇八六まで、一

大字鹿江字九ノ坪籠

大字鹿江字九ノ坪籠二角一四六四から一四六七まで並びにこれらに伴う道路及び水路の区域
大字鹿江字九ノ坪籠一角二八二第一、二八二第二、二八三、二八三三、二八三四、二九二口、二九三第二、二九五から二八九まで、二九〇第二、二九一、二九二口、二九三、二九三口、二九四、二九五、二九六、二九六口、二九七、二九八、二九八二、二九九、三〇〇、三〇一、三〇一二、三〇二、三〇二二、三〇二三、三〇四、三〇五、三〇五二、三〇七、三〇八、三一〇、三一第一、三一一第一、三一一第一口、三一二、三一二二、三三四、三三四五及び三一四五並びにこれらに伴う道路及び水路の区域

大字鹿江字次郎三籠

大字鹿江字次郎三籠二角四一八一、四一八二、四一九一、四一九三から四一九六まで、四二三第一、四二三第二、四二四一、四二四三、六一四二、六一九第二、六二〇第二、六二二一、六二二五、六二二八から六二二七まで、六二二一九、六二二第三、六二二三から六二二六まで、六二三二、六二三四から六二三六まで、六二三八、六二三九、六二四三、六二四六、六二四七及び六二四第二並びにこれらに伴う道路及び水路の区域

大字鹿江字次郎三籠

大字鹿江字次郎三籠一角四四〇一、四四〇第一口、四四〇第二イ、四四一、四四二、四四三、四四三三、五九八第四、六〇一第二、六〇六四、六〇七一、六〇七四、六〇八二、六一〇二、六一一二、

六一二三及び六一二四から六一二七まで並びにこれらに伴う道路及び水路の区域

五二、四五六一、四五六二、四五六、四五九三

四五九第一

大字鹿江字次郎惣籠二角六一三一から六一三六まで、六一四一、六一四三から六一四八まで、六一五、六一六三、六一九一、六一九四から六一九一〇まで、六一〇第一、六一三一、六一三三、六一四四、六一四五、六一五一、六一五第二及び六一六

大字鹿江字次郎三籠一角 四四〇(第二イ)
四四〇(第二ロ) 及び六一一五の地先

の道路及び水路

大字鹿江字次郎惣籠一角五九七、五九八三から五九七五ま
で、五九八二、五九八六、五九八第一、五九八第五、五九九
六〇二、六〇二二、六〇三及び六一〇六の地先の大字鹿江字
次郎三籠一角の道路及び水路

大字鹿江字次郎三籠六一〇四の地先の大字鹿江字次郎三籠一
角の水路

九

大字鹿江字次郎惣籠二角六一三三から六一三六まで、六一五、六二三二、六二五一、六二五^{第二}及び六二六の地先の大字鹿江字

大字鹿江字次郎三籠二角六一三二の地先の道路

大字鹿江字鹿江

大字鹿江字鹿江村屋敷田四四四一、四四四三、四四四四、四四七、四五〇一、四五〇二、四五一、四五二一から四五二四まで、四五三一から四五三三まで、四五四、四五四一、四五五、四五五一、四五

大字鹿江字鹿江村四四五一から四四五三まで、四四六、四四六二、四四八、四四九、四五七、四六一、四六一三、四六二二、四六二三、四六四、四六五、四六五三、四六六一から四六六五まで、四六七、四六九から四七一まで、四七一、四七二二、四七二三、四七五三から四七五七まで、四七五第一、四七六、四七六二、四七八三から四七八四まで、四七八第一、四七九三から四七九五まで、四七九第一、四七九第二、四八一一から四八一六まで、

四八二、四八三第一、四八三第三、四八四、四八四二、四八五、
 四八七、四八八、四八八二、四九〇、四九〇二、四九一、四九
 二から四九二三まで、四九三、四九三一、四九四一から四九四
 四まで、四九五、四九五一、四九六から四九八まで、四九九、
 四九九一、四九九二、五〇〇一から五〇〇三まで、五〇一二、五
 ○一三、五〇一第一、五〇一二、五〇二一、五〇三一から五〇三
 三まで、五〇四一から五〇四三まで、五〇五、五〇五一、五〇六一
 から五〇六四まで、五〇七、五〇八一、五〇八二、五〇九一、五
 ○九二、五一〇一、五一〇二、五一〇三、五一三、五一三一、五
 一八口、五一九、五三〇、五三〇三、五三〇第一、五三〇第二、
 五三〇二、五三〇三、五三〇第一、五三〇第二、五三〇三、五
 三三）、五三五、五三七から五三九まで、五四一、五四一
 二、五四一、五四一、五四二一から五四二三まで、五四三、五四
 三、五四三、五四五、五四五、五四五、五四六一から五四六四
 まで、五四七、五四八、五五〇、五五〇一、五五〇二、五五二
 四、五五二イ第一、五五二イ第二、五五三一から五五三三まで、五
 五六、五五七、五五八一から五五八四まで、五五九、五五九一
 から五五九三まで、五六〇一、五六〇三、五六〇第一、五六一、
 五六一二、五六二、五六二、五六六、五六七第一、五六七第二、
 五六八、五六九、五六九二、五七二、五七三、五
 七四一から五七四五まで、五七五、五七六三から五七六四まで、
 五七七、五七七二、五八一、五八二、五八三、五八三、五
 八四三、五八七、五八九、五九〇、五九〇三、五九三、七三八
 一から七三八三まで、七三九、七四〇、七四一一から七四一四ま
 で、七四二一から七四二六まで、七四三、七四三第一、七四三
 第二、七四四一から七四四三まで、七四五、七四五、七四五一
 から七四五三まで、七四五、七四五、七四五、七四五一から
 七四九四まで、七五〇、七五〇二、七五一一から七五一六まで、
 七五三一、七五三二、七五五一から七五五六まで、七五六二、七
 五六第一、七五七、七五七一、七五七二、七五八、七五八二、七
 五九、七六〇、七六一、七六二、七六七、七六八、七六八、七

大字鹿江字伊押田籠

三、七七一、七七四、七七四第二、七七五、七七六三、七七六第
 一、七七六第二、七七八、七七九、七八一、七八二、七八四、
 七八六、八〇一一から八〇一五まで、八〇二、八〇三、八〇
 三、八〇四一、八〇四三、八〇五、八〇六、八〇六二、八〇
 七一から八〇七四まで、八〇九、八一〇一から八一〇三まで、
 八一、八二一二）、九〇六及び九〇七
 八一、八二一二）、九〇六及び九〇七
 大字鹿江字伊押田籠三角六九〇一、六九〇三、六九〇四、六
 九一、六九一三から六九一五まで、六九一第二、六九三一、六
 九三三から六九三五まで、六九四一から六九四四まで、六九七一、
 六九八三、六九九三、七〇〇二、七〇〇三、七〇〇五、七〇一、
 七〇二、七〇三、七〇四一、七〇五一、七〇五二、七〇六一、
 七〇六三から七〇六五まで、七〇七一、七〇八一、七〇八二、七
 ○九一、七一〇第一、八三二一、八三二二、八三二三、八三二四、
 八三三一、八三三二、八三三四、八三四一、八三五、八三六一、
 八三六三、八三六四、八三六第二、八三八第一、八三九一及び八三
 九三並びにこれらに伴う道路及び水路の区域

大字鹿江字伊押田籠二角六九〇第二、六九三第二、六九五二、
 六九六一、六九七三、六九七三、六九八四、六九九第二、七〇四二、
 七〇六三、七〇七二、七〇九二、七一〇第三、七一一一、七一一三
 から七一一六まで、七一一第二、七一一二第二、七一三、七一三三、
 七一三第二、七一四第一、七一四第二、七一四第三、七一五、七一六、七一七四、
 七一七五、七一九三、七一九四、七二〇二、七二二一、七二二二、
 七二三一、七二三二、七二三四から七二三七まで、七二三三から
 七二三六まで、七二四一、七二四四から七二四三まで、七二四
 第二、七二四第三、七二六第二、八二四五、八二四六、八二五一、
 八二五四、八二五五、八二五第二、八二六第一、八二六第二、八二
 七、八二八第二、八二八第三、八二九第一、八二九第二、八三〇第二、
 八三三三、八三四、八三五三、八三八第二及び八三九第二並びに
 これらに伴う道路及び水路の区域

大字鹿江字伊押田籠一角七二五、七二五四、七二五五、七二五六、七二五六、七二五八から七二五三まで、七二五三、七二六五、七二六六、七二七一、七二七二、七二八一、七二八四、七二八第二、七二九、七三〇、七三一、七三一二、七三三一、七三三三、七三四、七三四〇、七三五一、七三五二、七三五四、七三六及び七三七並びにこれらに伴う道路及び水路の区域	大字鹿江字伊押田籠二角六九〇第一、六九三第二、六九五二、六九六一、六九七二、六九七三、六九八四、六九九第二、七〇四一、七〇六二、七〇七一、七〇九一、八三三三、八三四一、八三五四、八三八第一及び八三九第二の地先の大字鹿江字伊押田籠三角の道路及び水路	大字鹿江字伊押田籠一角七一〇第一、七一五、七二三三及び七二四第二の地先の道路
大字鹿江字伊押田籠一角七一〇第一、七一五、七二三三及び七二四第二の地先の道路	大字鹿江字伊押田籠一角七一〇第一、七一五、七二三三及び七二四第二の地先の道路	大字鹿江字伊押田籠一角七一〇第一、七一五、七二三三及び七二四第二の地先の道路
大字鹿江字伊押田籠一角七一〇第一、七一五、七二三三及び七二四第二の地先の道路	大字鹿江字伊押田籠一角七一〇第一、七一五、七二三三及び七二四第二の地先の道路	大字鹿江字伊押田籠一角七一〇第一、七一五、七二三三及び七二四第二の地先の道路

大字鹿江字西大籠

四〇一、一〇四一から一〇四三まで、一〇四四、一〇四五、
 一〇四五、一〇四六、一〇四七、一〇四七三まで、一〇四
 五五、一〇四七七、一〇四七八、一〇四九二、一〇五〇一、一〇
 五〇二、一〇五一から一〇五一七まで、一〇五二一、一〇五二
 二、一〇五三一から一〇五三三まで、一〇五四一から一〇五四四
 まで、一〇五六、一〇五七一から一〇五七七まで、
 一一四五、一一四六一から一一四六六まで、一一四七、一一四
 八、一一四九一から一一四九五まで、一一五〇、一一五六、一
 一五七一、一一五七二、一一五八、一一五九、一一六〇一から
 一一六〇四まで、一一六一、一一六二一、一一六二五、一一六
 三から一一六三四まで、一一六三六から一一六三〇まで、一
 一六三一二、一一六三四から一一六三六まで、一一六三三九か
 ら一一六三三八まで、一一六三六一から一一六三六九まで、一一
 六三七一、一一六三七四、一一六三七七から一一六三九一まで、一
 一六三九四、一一六三九五、一一六三九八、一一六三一〇一、一一
 六三〇三から一一六三〇五まで、一一六三〇七から一一六三
 一八まで、一一六三一二〇、一一六三一二三から一一六三一六八まで、
 一一六三一七〇、一一六三一七一及び一一六三一七三から一一六三
 八まで並びにこれらに伴う道路及び水路の区域

大字鹿江字園田籠一角一一六三三九から一一六三四六まで、一
 一六三七〇及び一一六三七一並びにこれらに伴う道路及び水路の
 区域

大字鹿江字園田籠一角一一六三三九から一一六三四六まで、一
 一六三七〇及び一一六三七一並びにこれらに伴う道路及び水路の
 区域

大字鹿江字西大籠二角一一三九一、一一四〇一、一一四〇三
 ○四五、一一六三一〇及び一一六三六九の地先の道路及び水路
 大字鹿江字園田籠二角一一六三三九及び一一六三四一の地先の
 道路

大字鹿江字西大籠二角一一三九一、一一四〇一、一一四〇三
 から一一四〇五まで、一一四〇内、一二一四第一、一二一四第二、
 一二五六三から一二五六六まで、一二五八一、一二五八三及び一
 二五八第二

大字鹿江字波佐古籠

大字鹿江字波佐古籠一角一二〇六第二、一二〇八一、一二〇
 八六及び一二〇八七並びにこれらに伴う道路及び水路の区域

大字鹿江字波佐古籠二角一二〇七第二、一二四一三三、一二四一
 三五、一二四一三六、一二四一八一から一二四一八四まで、一二四一九四、
 一二四一九六、一二四五第一、一二四五第三及び一二四五第五並びに

これらに伴う道路及び水路の区域

大字鹿江字波佐古籠二角中島一四五九

大字鹿江字波佐古籠敷田一四五五一、一四五五三から一四
 五五五まで及び一四五五第二

大字鹿江字波佐古籠三角一四五六一、一四五六三から一四五

六八まで、一四五六〇一から一四五六〇三まで、一四五六一、一四五
 一二、一四五六四一から一四五六四一まで、一四五六五三、一四五六
 二、一四五六六五から一四五六六七まで、一四五六七一から一四五六七三
 まで、一四五七一、一四五七二、一四五七五、一四五七六、一四五七七第
 一、一四五七七第二、一四五八三、一四五八三三、一四五八五一、一四五
 五三、一四五九三一から一四五九三四まで、一四五九九第一、一四五九
 第三、一五〇〇第一、一五〇〇第三、一五〇〇四、一五〇〇八一から一
 五〇〇八四まで、一五〇〇八第二及び一五〇〇九一から一五〇〇九三まで

大字鹿江字波佐古分一四五六第二、一四五九一、一四五六二か
 ら一四五六二三まで、一四五六三、一四五六五、一四五六八から一四五
 七〇まで、一四五七一、一四五七二、一四五七三、一四五七八一、一四五
 七九、一四五七九第二、一四五六三、一四五七四一、一四五七八二、一
 四八二、一四五八四、一四五八六、一四五八〇、一四五八七一から一四五八七四まで、
 一四五八八、一四五八九、一四五九〇一から一四五九〇五まで、一四五
 九二、一四五九二一から一四五九二三まで、一四五九四一から一四五九四五
 まで、一四五九五一、一四五九五二、一四五九六、一四五九七、一
 四九八イ）、一四五九九第二）、一五〇一から一五〇三まで、
 一四五八ロ）、一五〇〇第二）、一五〇一から一五〇三まで、
 一五〇五、一五〇六一から一五〇六四まで、一五〇七一及び一
 五〇七二並びにこれらに伴う道路及び水路の区域

大字鹿江字波佐古籠一二五一三、一二五一四、一二五一第一、
 一二五一第二

西島筑邦線	三養基郡三根町大字西島字二本松一 九八五番一地先から 三養基郡三根町大字坂口字一本松三 ○八〇番一地先まで	後	二九・四	一、六九九・八
	三養基郡三根町大字西島字二本松一 九八五番一地先から 三養基郡三根町大字坂口字一本松三 ○八〇番一地先まで	前	三四・八 六・〇	一、六九六・一
県道	三養基郡三根町大字坂口字一本松二 三養基郡三根町大字坂口字一本松三 ○八〇番一地先まで	後	二九・四 七・三	一、六九九・八
路線名	供用開始の区間	供用開始の期日		
県道 諸富西島線	三養基郡三根町大字坂口字一本松三三五四番 一地先から 三養基郡三根町大字坂口字一本松三〇六六番 四地先まで	平成一六・二・一五	三四・八 一、六九六・一	一、六九九・八
県道 西島筑邦線	三養基郡三根町大字西島字二本松二九八五番 一地先から 三養基郡三根町大字坂口字一本松三〇八〇番 一地先まで	平成一六・二・一五	二九・四 七・三	一、六九九・八
○ 公 告	平成十六年二月二十五日	佐賀県知事 古川 康	平成十六年二月二十五日	平成十六年二月二十五日
● 佐賀県告示第百六十一号	道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、次のことおり道路の供用を開始する。	道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。	道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、次のことおり道路の供用を開始する。	道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その区間を表示した図面は、平成十六年二月二十五日から平成十六年三月二十四日まで佐賀県土木部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。	その区間を表示した図面は、平成十六年二月二十五日から平成十六年三月二十四日まで佐賀県土木部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。	その区間を表示した図面は、平成十六年二月二十五日から平成十六年三月二十四日まで佐賀県土木部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。	その区間を表示した図面は、平成十六年二月二十五日から平成十六年三月二十四日まで佐賀県土木部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。	その区間を表示した図面は、平成十六年二月二十五日から平成十六年三月二十四日まで佐賀県土木部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。
次のことおり随意契約の相手方等について公告します。	次のことおり随意契約の相手方等について公告します。	次のことおり随意契約の相手方等について公告します。	次のことおり随意契約の相手方等について公告します。	次のことおり随意契約の相手方等について公告します。

平成16年2月25日

佐賀県企画部長事務取扱
等命令者

佐賀県副知事

上
義
幸

借入物品等名
電子県庁システムに係る機器等一式

2 義約の相手方を決定した手続

3 隨意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。

契約の相手方を決定した|

5 契約者の氏名及び住所

(3) 住所 佐賀市中の小路5番5号

6 契約価格 月額39,123,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 佐賀県企画部地域・情報課
(2) 所在地 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

THE JOURNAL OF CLIMATE

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特

次のとおり公告する。

関係書類は、平成16年4月2日まで佐賀県庁「さが元気ひろば」において縦覽に供する。

次のとおり随意契約の相手方等について公告します。

○
公
告

事について公告します。

1 申請のあった年月日

平成16年2月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人 九州環境福祉医療ネット

(2) 代表者の氏名 門司健

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県鳥栖市田代外町大木649番1号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地城市民の保健、医療、福祉の増進を図るために各種講座や講習会、試験等を実施するとともに海外との技術交流を行い、相互の健康維持に努めることを目的とする。また、地城市民への総合学習や啓発、ボランティア活動を実行し、環境の保全や改善に寄与することを目的とする。更に人材と組織の育成、情報の受発信を行うことを目的とする。

○ 初心者講習会開催

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の規定により、獵銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催します。

平成16年2月25日

佐賀県公安委員会

1 初心者講習会の開催日時及び場所

開催日時	場所
平成16年5月21日（金曜日）午前9時から午後5時まで	佐賀市松原一丁目1番16号 佐賀県警察本部

2 経験者講習会の開催日時及び場所

開催日時	場所
平成16年4月12日（月曜日）午後1時から午後4時まで	唐津市坊主町433番地1 佐賀県唐津総合庁舎
平成16年5月12日（水曜日）午後1時から午後4時まで	佐賀市八丁畷町8番1号 佐賀県佐賀総合庁舎
平成16年6月17日（木曜日）午後1時から午後4時まで	武雄市武雄町大字昭和265番地 佐賀県武雄総合庁舎

3 その他

(1) 初心者講習会は、初めて獵銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者を対象に行います。

(2) 経験者講習会は、獵銃又は空気銃の所持の許可を更新しようとする者を対象に行います。

(3) 受講希望者は、獵銃等講習受講申込書2通に本人の写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面の上三分身で縦及び横の長さが3センチメートルのもの）2枚を添え、受講日の5日前までに、住所地を管轄する警察署長を経由して佐賀県公安委員会に提出してください。

(4) 講習会に関する問い合わせ先

この講習会の詳細については、佐賀県警察本部生活安全部生活保安課（電話・代表0952-24-1111・内線3166）又は各警察署の生活安全課に問い合わせてください。

委員長 井田出海